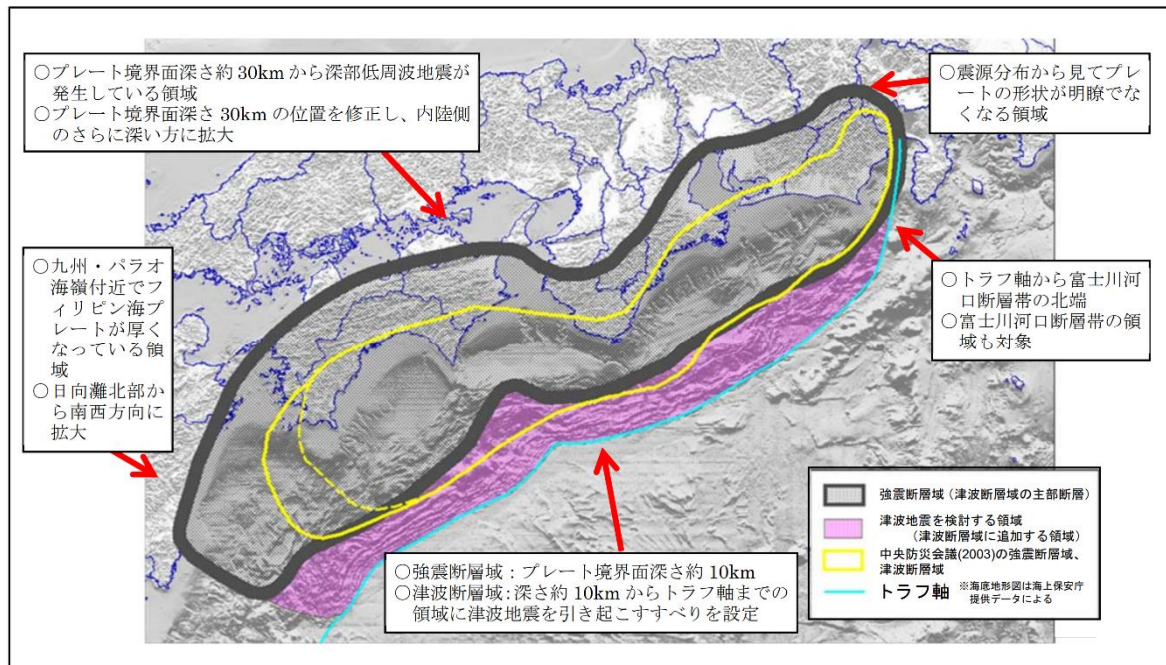


資料1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

1 南海トラフ巨大地震

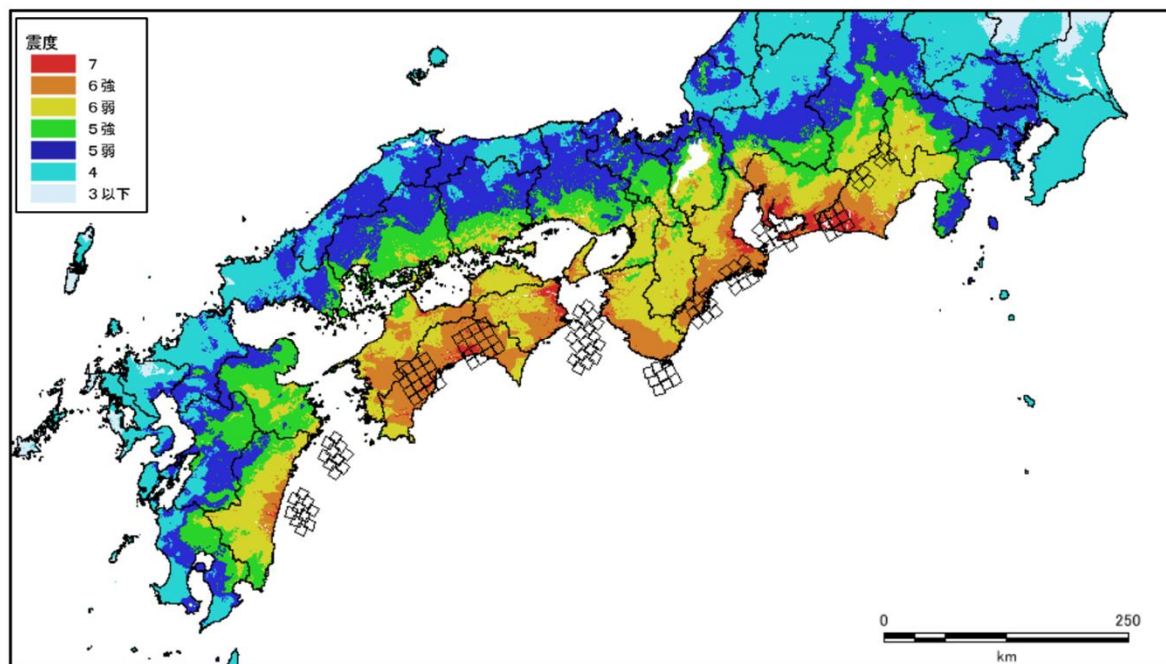
(1) 想定される地震の規模

【南海トラフ巨大地震の想定震源域】



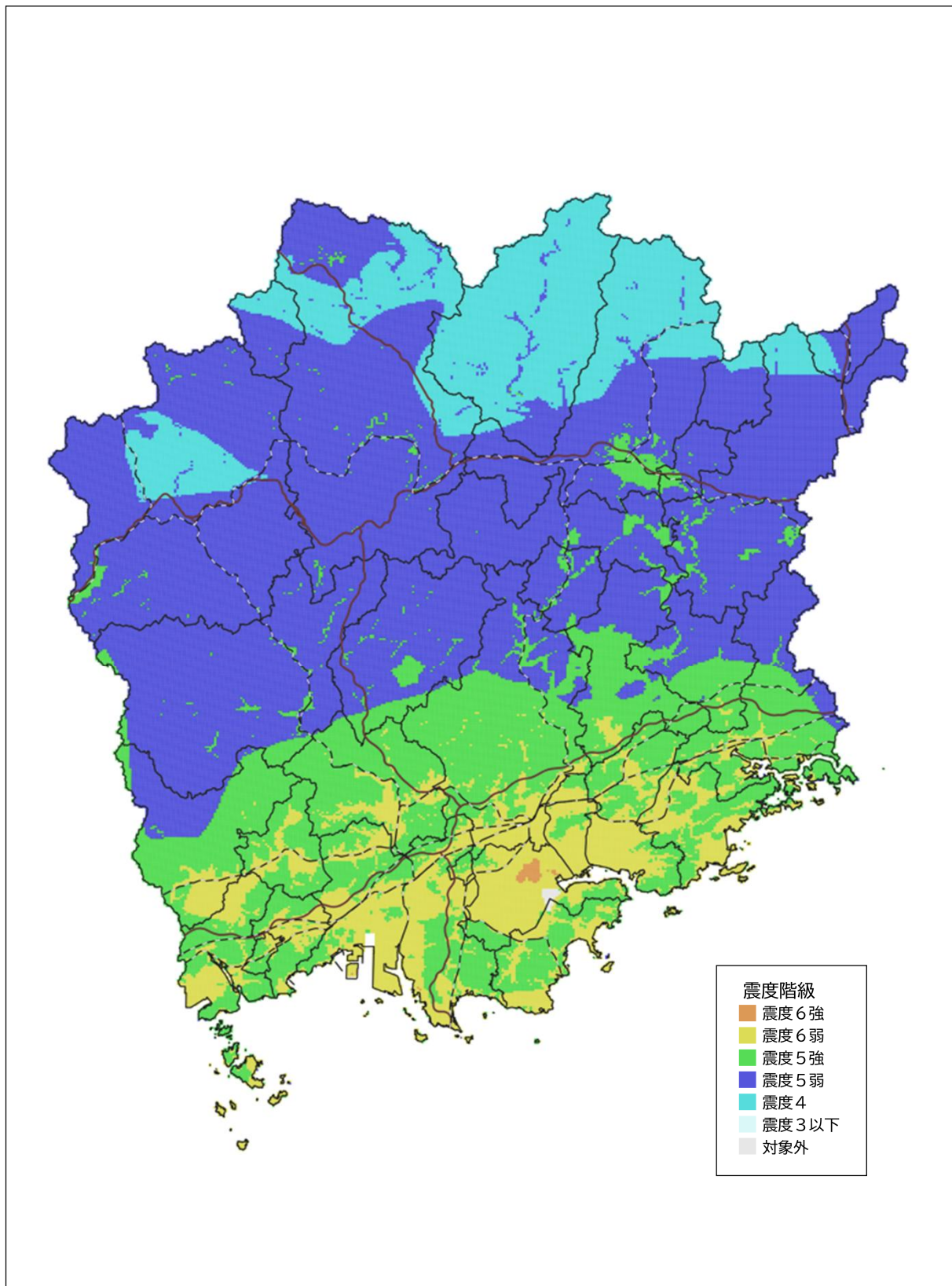
南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋

【国が想定した「強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」】



(2) 震度分布図

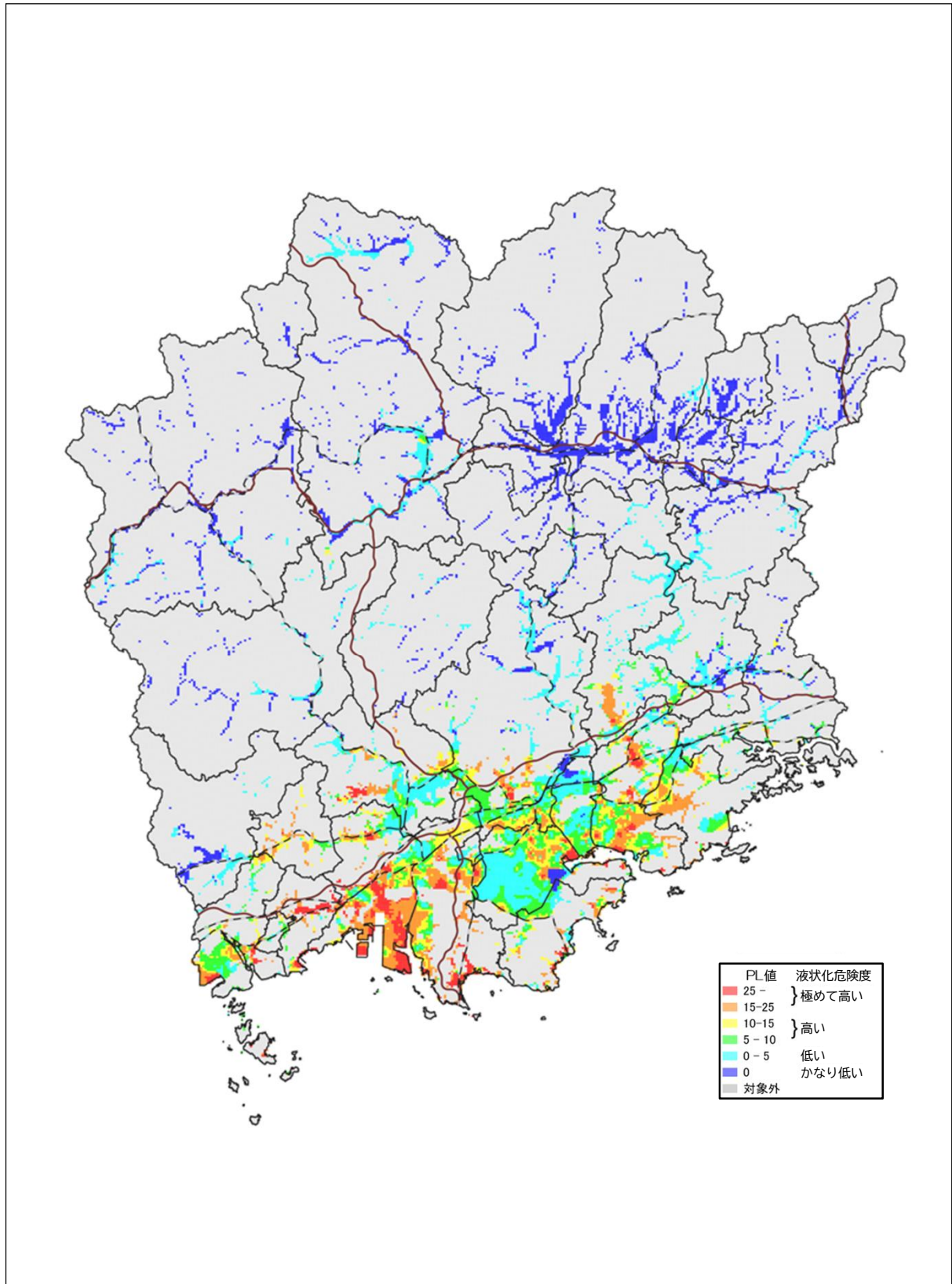
【南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）】



※ 詳細は、岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>) を参照のこと。

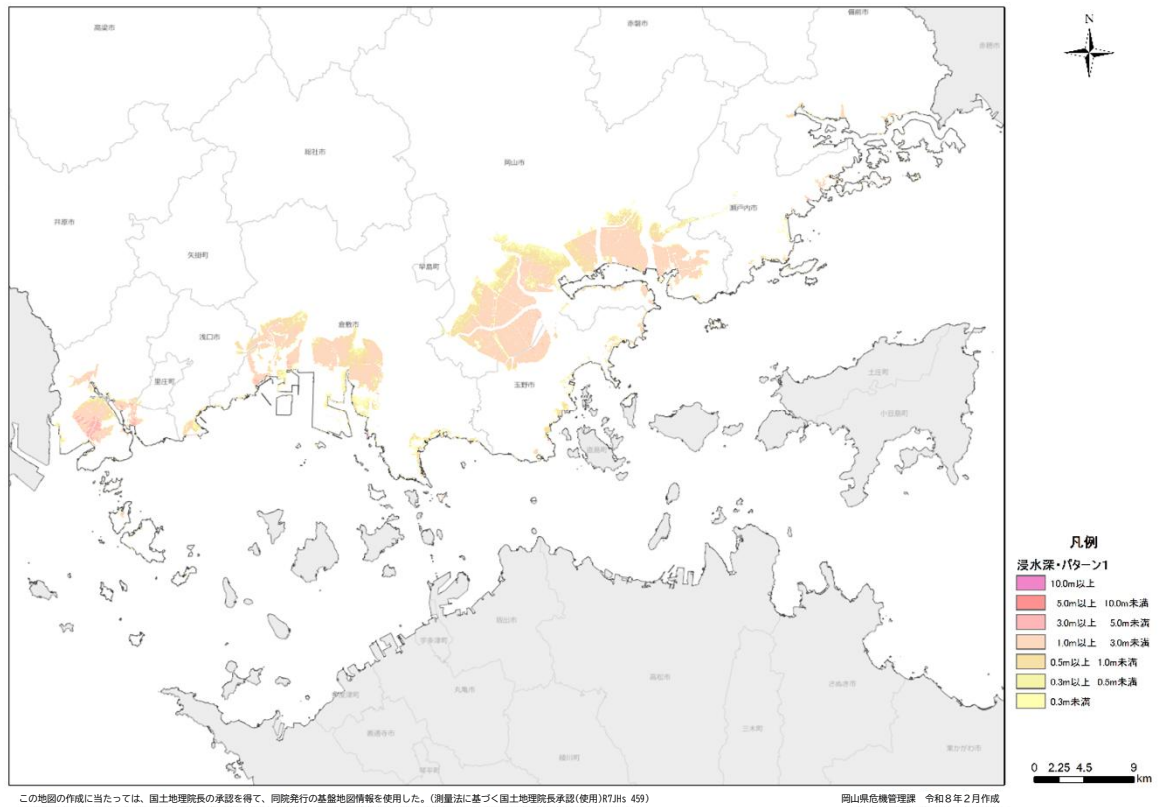
(3) 液状化危険度分布図

【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（県想定）】

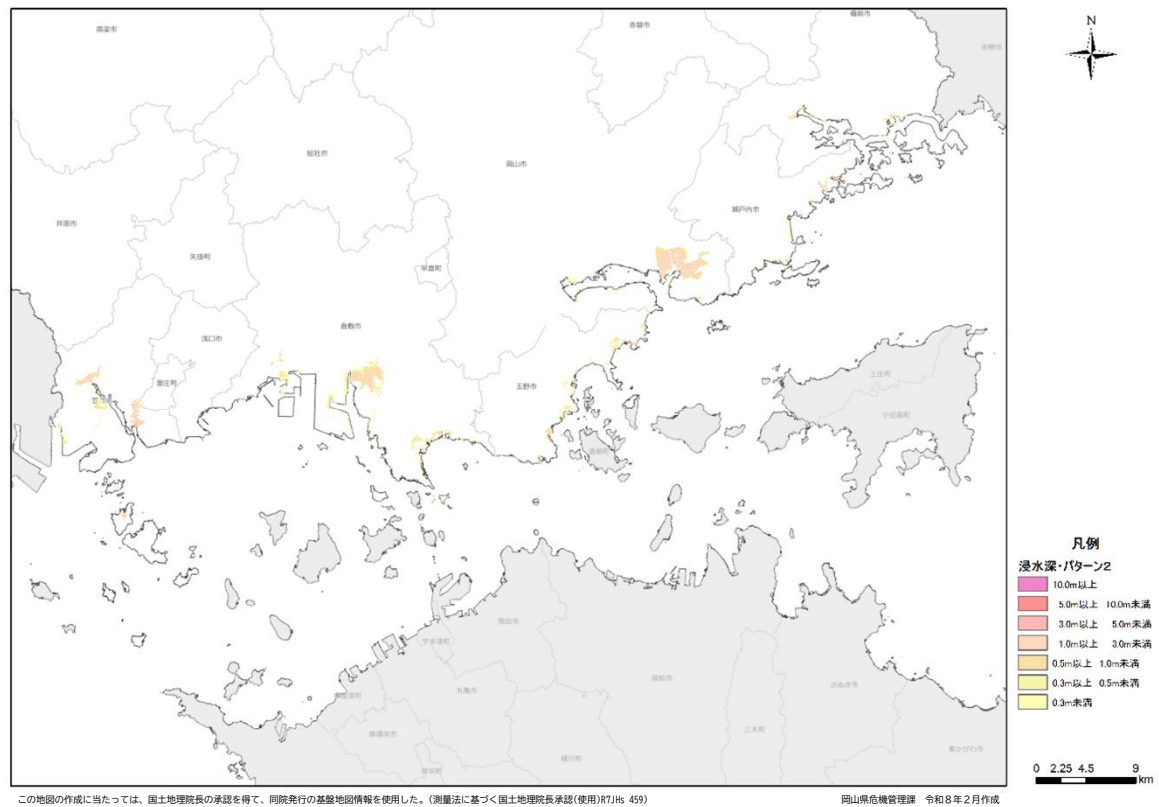


(4) 津波浸水想定

① 地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）



② 津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合（パターン2）



(5) 被害想定

以下の県の被害想定は、国が令和7年3月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、国が用いたデータに、県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な被害想定を行ったものです。

① 建物被害

被害が最大となるもの(冬・夕に発生)

要 因	棟 数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
全壊・焼失棟数(棟)	21,742

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

② 人的被害

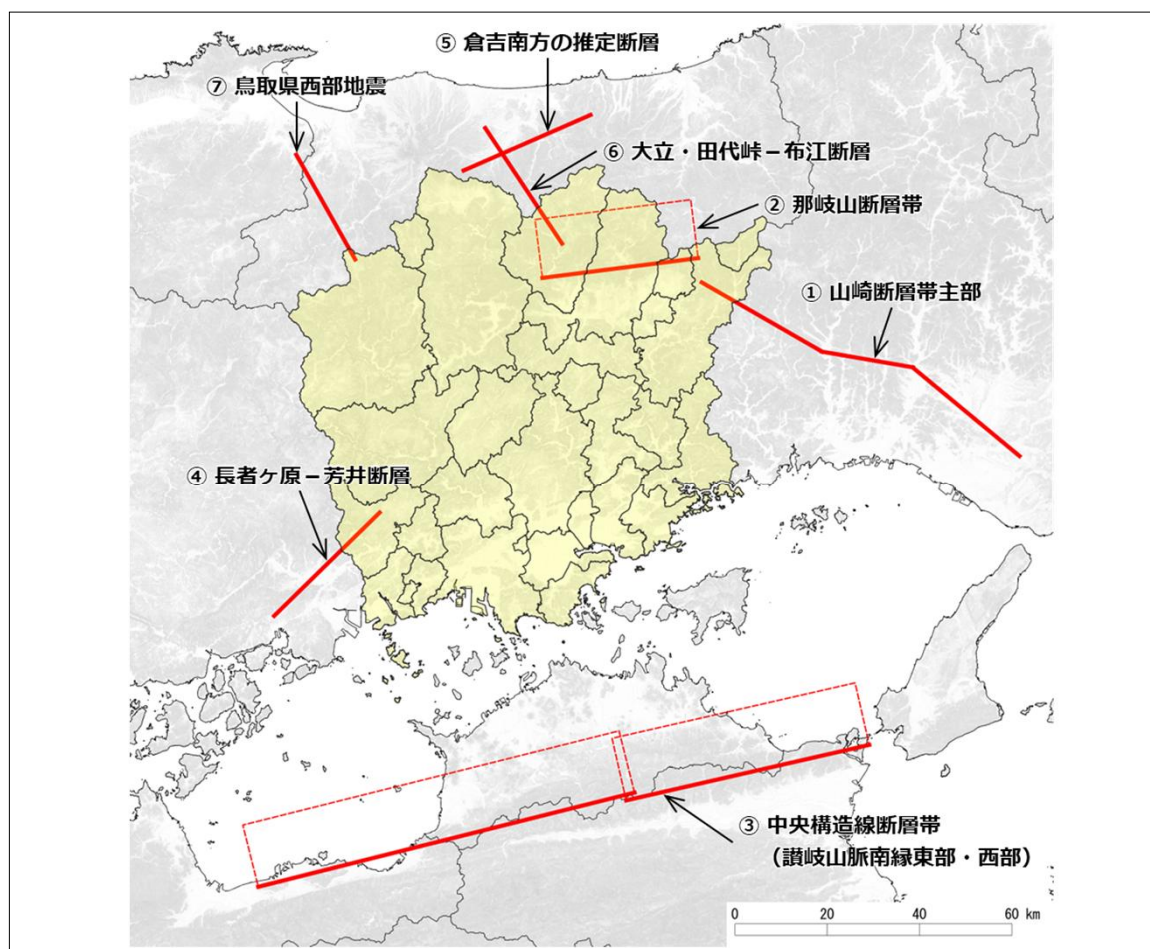
被害が最大となるもの(冬・深夜に発生)

要 因	人 数
建物倒壊	177
急傾斜地崩壊	16
津波	3,585
地震火災	0
屋外落下物等	0
合 計(人)	3,778

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

2 断層型地震

(1) 各断層の位置



(2) 各断層型地震の概要

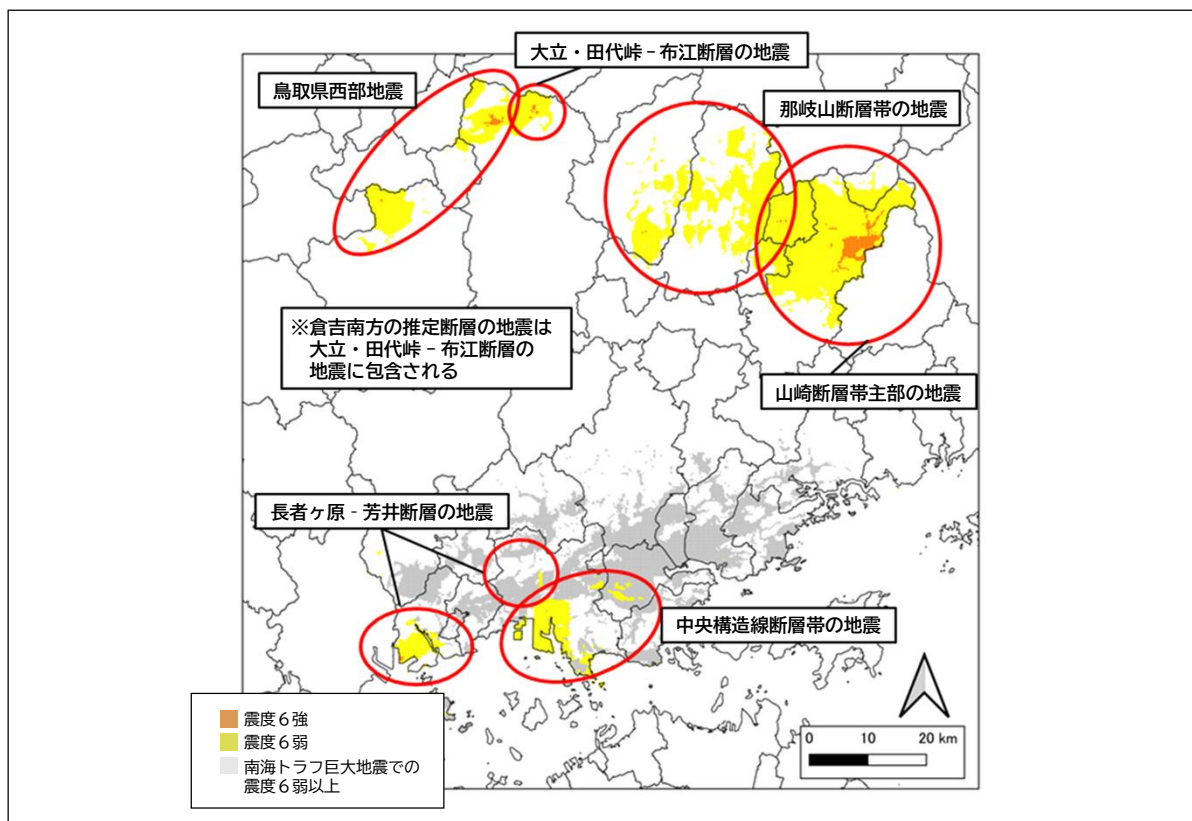
断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原－芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠－布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1～1%	0.06～0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

※マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

※発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

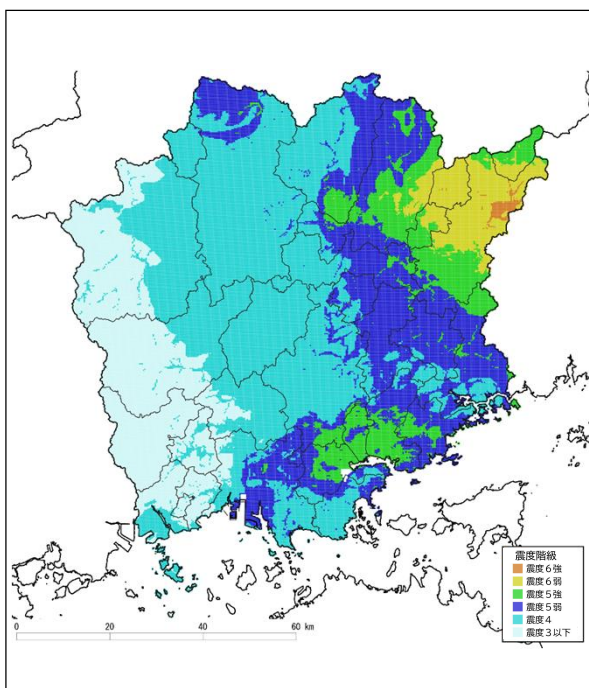
(3) 震度分布図

【断層型地震における震度6弱以上の地域図】

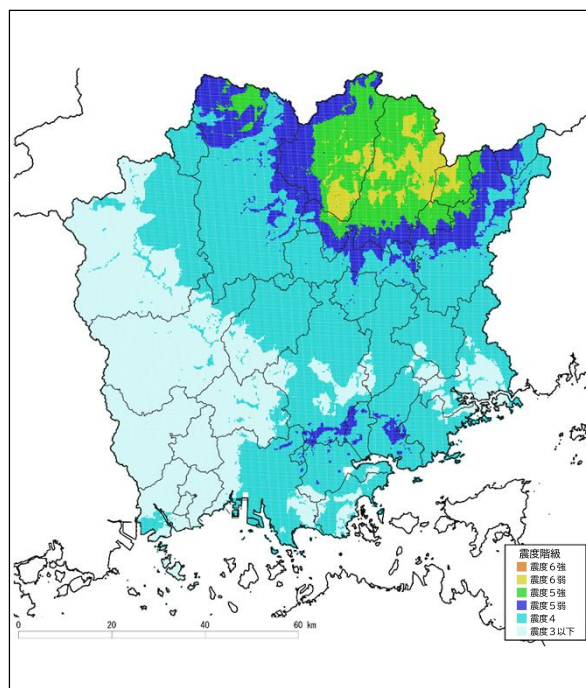


【各断層型地震の震度分布図】

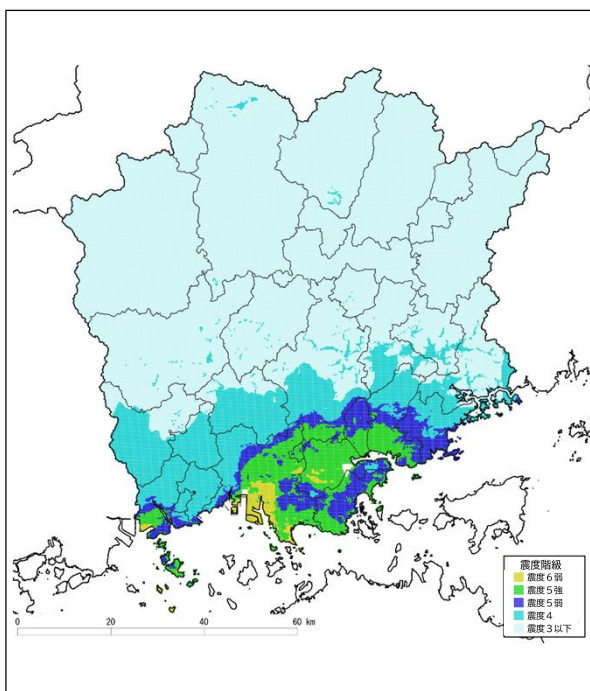
① 山崎断層帯主部



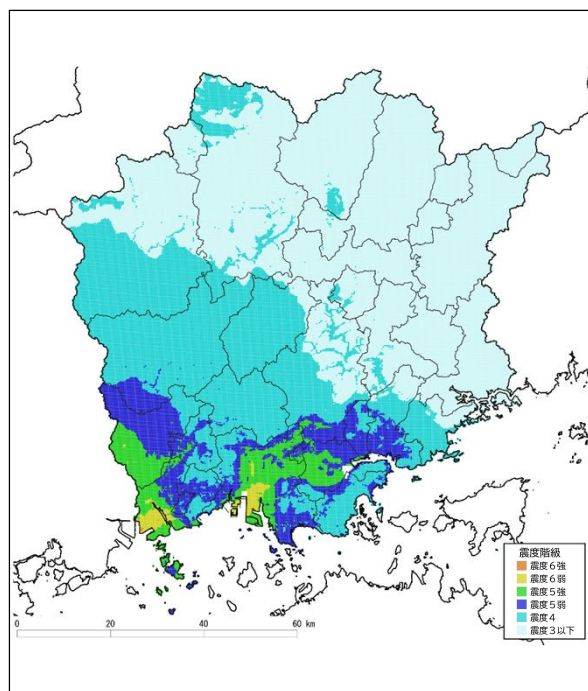
② 那岐山断層帯



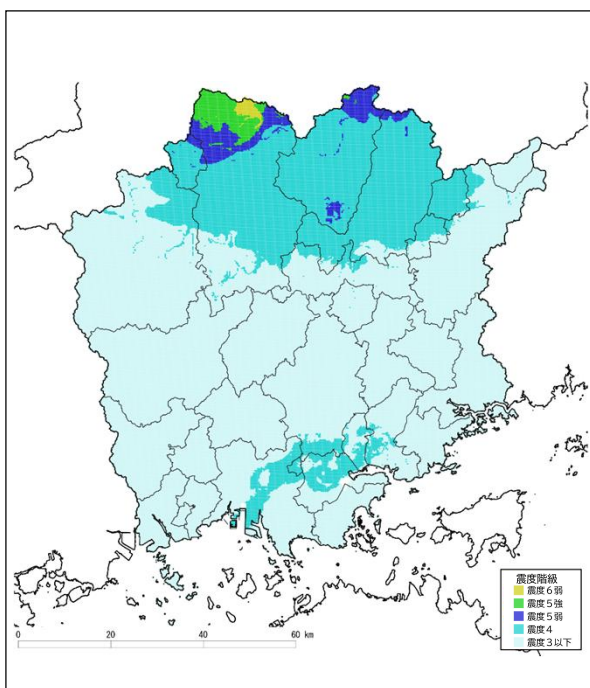
③ 中央構造線断層帯



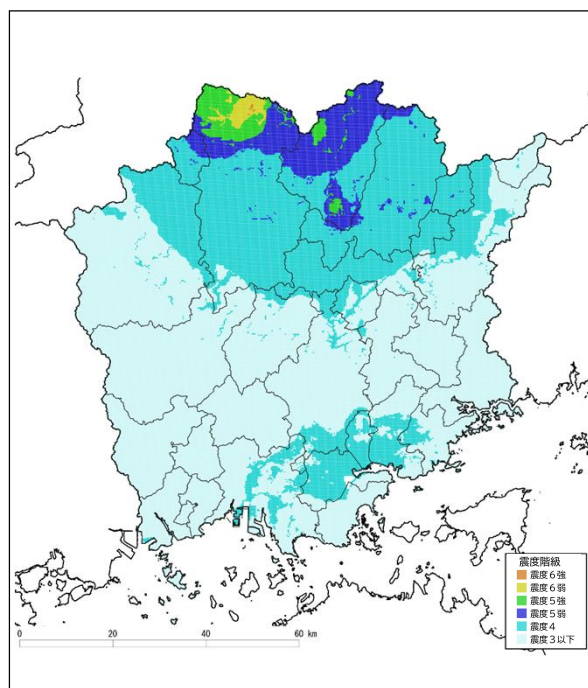
④ 長者ヶ原断層－芳井断層



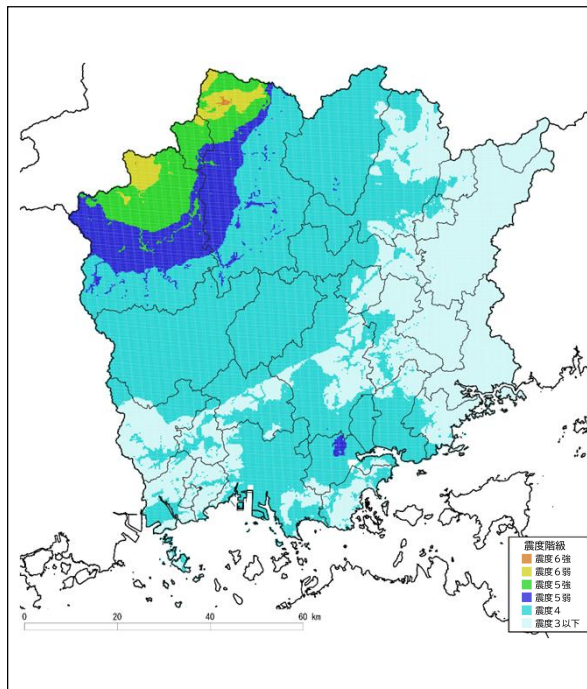
⑤ 倉吉南方の推定断層



⑥ 大立・田代峠－布江断層



⑦ 鳥取県西部地震



(4) 被害想定

断 層 名	最大震度	被害項目 (被害が最大となるケース)		
		建物全壊（棟）	死者数（人）	最大避難者数（人）
①山崎断層帯主部	6 強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		849	23	9,599
②那岐山断層帯	6 強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		96	5	1,716
③中央構造線断層帯	6 弱	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		1,560	19	20,478
④長者ヶ原－芳井断層	6 強	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		872	6	11,666
⑤倉吉南方の推定断層	6 弱	冬・夕	-	正月・夕
		3	0	79
⑥大立・田代峠－布江断層	6 強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		33	2	697
⑦鳥取県西部地震	6 強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		62	3	971

※被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

※最大避難者数は、発災後1週間後の数値

資料2 特定建築物一覧

	用途		指導・助言対象 特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第1項)	指示対象 特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象 要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)	
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-		-
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場			-		-
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			-		-
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上		階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上		階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館					
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			-		-
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
避難路沿道建築物			耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1／2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1／2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	

※ 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。
※ 上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。（法第16条）

（別表）

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第5号	マッチ		300マッチトン(※)
	第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）		2万立方メートル
	第7号	圧縮ガス		20万立方メートル
	第8号	液化ガス		2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200トン

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

資料3 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I 類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察庁、地方厚生局、地方農政局、地方整備局 等】
II 類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I 類に属するものを除く) 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部 等】
III 類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、重要度係数(I)を設定。
- 2) 構造体の保有水平耐力(Q_u)は、必要保有水平耐力(Q_{un})に重要度係数(I)を考慮した値以上であることを確認。

	I 類	II 類	III 類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の層間変形角は、原則として、制限値以下とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章):
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A 類の外壁及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B 類及びA 類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲 類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙 類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II 類 以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、 公立の学校、病院、体育館、公民館、 各種センター、消防署 等	○建築非構造部材 A 類 ○建築設備 甲 類 (災害応急対策活動拠点) 乙 類 (避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I 類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

岡山県建築物耐震対策連絡会議

修正履歴

修正日	箇所	内容
R8. 7. 24	資料編 1 資1-9 2 断層型地震 (4)被害想定 ①山崎断層帯主部 最大避難者数(人) 正月・夕	修正前)10,367 修正後)9,599